

## 3月 一般質問 市長辞職後の本会議でしたが、子育て、教育に関する質問をしました

### ▼子育て支援…

#### 産前産後の女性への支援について

【よつやの質問】 新年度、産前産後ケアの支援について、新たな取組みを考えているか。

【答弁】 特に産婦人科から退院した直後は、心身の不調や育児不安等が大きい。国は産婦に対するケア事業を補助事業の対象としている。本市においても、産後間もない産婦に対して、助産師等が自宅に赴き保健指導や授乳指導を含む支援を一定期間継続する。アウトリーチ型の産後ケア事業の実施に向けて勧めてまいります。

【よつやの評価】 産前産後の女性への支援は積極的に取り組むべき課題であり、できる限り進めるべきです。

### ▼教育…

#### 1 学校園における訓練等の問題について

【よつやの質問】 昨年9月西宮市教育委員会が各学校園長に出した「弾道ミサイル発射に係る対応について」の文書に「全職員に周知徹底する」として、留意事項に「保護者、児童生徒等を必要以上に不安にさせることがないように十分配慮する」としている。「十分配慮」とは、どのような配慮か。

【答弁】 学校園の実情や児童生徒等の発達段階に応じて、緊急情報発信時の対応方法を、授業中や登下校中など様々な状況を想定して指導及び周知をすることが、保護者及び児童生徒等を不安にさせないと考える。さらに、安全指導の際は、民族差別にならないように指導者が人権意識を高く持ち、諸外国にルーツを持つ児童生徒等がいじめや嫌がらせの被害に遭わない配慮をすることが必要だと考えている。

【よつやの評価】 外国にルーツを持つ子どもへの配慮は当然である。訓練の必要性を根本的に見直すべきである。

#### 2 フリースクール(民間施設)について

【よつやの質問】 不登校の児童生徒のための「あすなろ学級」(適応指導教室)への申し込みは増えているが、まだハードルが高いという声がある。より柔軟に対応できる施設やシステムが必要ではないか。

【答弁】 今年度から試行的に、集団での生活に慣れることを目的に、複数の児童生徒を対象としたグループワークを実施している。今後とも、不登校児童生徒の一人ひとりの状況に応じた多様な支援をめざして調査・研究していく。

【よつやの評価】 学校や大人数で学ぶことに高いハードルを感じる児童生徒への対応はより柔軟にしてほしい。

### ▼その他にも以下の質問をしました…

#### 1 子育て支援について

\* 男性職員の育児休業の取得状況について。  
\* 男性も育児休業を取得しやすくするために何が必要か。

#### 2 「特別の教科 道徳」について

\* 今年4月より道徳が「特別の教科 道徳」になり、①文部科学大臣の検定を通過した教科書を使用 ②学習結果を教員が記述式で評価することになった。評価の具体的な内容はどのような形式で行い、生徒をどう評価するのか。

#### 3 フリースクール(民間施設)について

\* フリースクールに通う生徒への経済的支援はどのように考えているのか。

#### 4 多様な社会における市の取り組みについて

\* 本年度「西宮市男女共同参画プラン」の改訂に際して、今後、積極的に取り組む施策や事業はどのようなものか。

※以上の質問を行いました。紙面の関係上すべて載せられません。議会ホームページ、ブログでご覧いただければ幸いです。

## 市長選挙—問われるのは有権者の視点？

今村前市長は、1月4日、新聞記者に暴言を浴びせ、5月15日までの任期を全うすることなく、2月20日に辞職しました。これまでも幾度か繰り返された問題行動ともあいまっての結果です。今村前市長の何がいけなかったのかを整理し、来る4月15日の市長選挙では、今度こそよりよい市長を選びたいものです。

### 1. 選挙準備中に大量配布されたチラシ、マニフェスト

今村議員(当時)は、議員の仕事はそこそこに、市長選挙の1年3カ月前から、市長選挙に向けたチラシを配布し始めました。チラシには実現不可能であった公約も書かれていましたが、一旦流れ出した情報は、すべてがまるごと事実であるかのような印象を市民に与えました。

### 2. 公約の目玉「不必要な大型事業を白紙に」

4年前の市の案は「アサヒビール工場跡地10haのうち3.8haを市が購入して病院、体育館、防災公園、消防署を建てる」というものでした。その案を「撤回させる」と公約し、当選後、実際に撤回しました。しかし、議会との協議を経て、再度アサヒビール工場跡地を候補地として取得し、県との統合病院の協議が継続しています。

また、体育館は現在の河原町で「新体育館・新陸上競技場等整備事業」として進められようとしています。これらは今村市長の下で再発進した大型事業であり、「大型事業を白紙撤回」の公約は空手形であった証しです。「必要性の精査と規模の適正」を考えた上での改革ではなく、単なる選挙戦略であったといえるでしょう。

### 3. 弱い立場の人たちに寄り添う姿勢はあったのか

「報道の自由・取材の自由」を侵す姿勢が最初に露呈したのは、UR借上げ復興住宅の報道に対してでした。今村前市長に復興住宅の高齢者に寄り添う姿勢があったかどうか。

中学生から「居場所について」意見を聞く集会では、今村前市長が高校時代、校舎内で喫煙していた話を披露しました。自ら策定した「教育大綱」に背く姿勢でもあり、市長としてだけでなく、人としての在りようが問われました。

また、「市政報告・広聴会」で、いくつかの自治体で始まっているLGBT支援事業「パートナーシップ制度」について、参加者からの質問に対し、「するとしても兵庫県で一番最後」と答えました。「こんな冷たい言い方をする人が市長なのか」と改めて私は失望しました。



49万人市民のために、3000億円を超える予算を編成して執行していく市長に求められる資質はさまざまな側面があります。前市長を反面教師とすれば、まず、市民の多様な状況に寄り添える人にこそ市長になってほしいと思います。

今回、立候補予定者6人(3月25日現在)は、元職・現職を含めて市議経験者3人(内1人は前県議)、地元選出の元国会議員1人、元副市長1人、他市の元市長1人です。それぞれの議員・市長時代の会議録が、インターネット上で検索できます。候補者のチラシは美辞麗句が並びがちですが、会議録はその人の政治的姿勢の本質がみえます。ぜひ、どんな政治的姿勢の人なのかを見極めて下さい。

棄権は危険! 棄権することなく、よりよいと思える候補者に投票しましょう。

## なくそう 議員特権

### 「通信」は議員個人の広報なのに、公費(政務活動費)で発行していいのでしょうか?

2017年度、政務活動費から「議員個人の通信」に支出した「広報・広聴費」の総額は1676万円(100万円以上支出の議員は4人)、議会が発行する「議会だより」約1200万円を大きく上回っています

「通信」は、議員個人の広報であり、選挙準備ととられかねない側面があります。選挙準備という側面があるなら「政務活動目的以外」にあたる可能性が高く、政務活動費から支出することは問題だと考えています。

政務活動費については、市民オンブズ西宮は政務調査費と呼ばれた時代から不透明な支出を指摘し、領収書等証拠書類の添付、公開を求めてきました。公開が実現した2007年からは、各議員の支出を細かくチェックし、住民監査請求を行い、場合によっては市長を被告とする住民訴訟を行ってきました。その結果2011年、西宮市議会是他市に先駆け、公開度を高めた「政務活動費運用に関する手引き」(以下「手引き」)を定めました。

とは言うものの、この「手引き」の支出項目にある「広報・広聴費」に基づき、非常に大きな支出額の議員がいます。「手引き」では「市政報告などの広報誌に政務活動費を充当

する場合、政務活動目的以外の記載の混在はできません。また、ホームページにおいて、政務活動目的以外の記載があれば、経費の2分の1を上限として充当可能とします」と規定しています。現職議員が政務活動費をつかい選挙準備(のようなこと)ができるなら、政務活動ではないだけでなく、新人候補者との公平性が担保できず、現職議員を優遇する「議員特権」になります。実際、選挙前に政務活動費をつかって大量に自分のチラシ(通信)を配布する議員がいました。

議員個人が通信を発行し市政報告をすることは議員の仕事の一環であると考えますが、「手引き」とは別に、議員が「公費の支出のあり方」をどのように考えているのか、「通信」の支出の仕方に現れてきます。

以上の理由で、私は一期目から「通信」は政務活動費をつかわず、私費とボランティアの協力によって、編集、印刷、配布を行ってきました。

## 「女性の議員を増やそう」と訴えるにはちゃんとした理由がある…①

子育て世代の女性議員(他市)が「こんな時間やのに、ご飯つくらんでえんか。子どもは誰がみてるんや?」と、男性議員から言われたことがあると言っていました。一般社会も、議会においても、女性に対する視点は、いまだにこんな状況なのかもしれません。子育て中の男性議員に対して、こういう言葉は投げかけないでしょう。

子育ては社会全体の問題ですが、女性だけが担わなければならないという「ケア=女性」という意識は、子育てに限ったものではなく、介護離職、子どもの貧困、DV(配偶者間の暴力)など、あらゆる場面に関連して現れ、社会の様々な問題解決を難しくしています。

京都女子大学の研究者、竹安栄子さんは「女性は社会の性別役割分業意識に基づいて、自分自身の役割を家庭と家族に集中させてきた結果、家庭以外の領域での活動経験の不足やキャリアの中断のため自分自身の能力に対する不安感を抱いていることが、政治領域から女性を遠ざけている要因の一つである」と指摘し、「女性地方議員が増えないのは、有権者が女性候補者に投票しないからではなく、そもそも立候補する女性が少ないことがその理由だ」と調査(2011)から結論づけています。

では、どうすれば女性を政治の現場で増やすことができるのでしょうか。引き続き次号から考えます。

INFORMATION

【キラリ☆かおる市民ネット】  
よつや薫の市議会報告会

- テーマ：3月議会報告と今後の西宮市政
- 4月21日(土)18:30～
- 会場：若竹公民館 第1集会室
- 申込不要、直接会場にお越し下さい □0798-22-8832 (よつや)

【市民オンブズ西宮】定例会

- 毎月第1金 18:30～20:30 ■会場：原則ウェブ
- TEL0798-52-9157(折口)

【女・女西宮】女・げんき・ビデオ&トーク

- 毎月第2金曜 19:00～ ■会場：ウェブ413・414
- Jojonisinomiya2010@yahoo.co.jp



▼2018年6月市議会日程

- 6月15日 本会議 議長等議会役職の選挙選任
- 18日 本会議 新市長所信表明、提案説明
- 22日 本会議 代表質問
- 25日 本会議 代表質問
- 26日 本会議 一般質問 請願・陳情締切
- 27,28日 本会議 一般質問
- 29日 本会議 一般質問、質疑、委員会付託
- 7月3日 常任委員会(総務、健康福祉、教育こども)
- 4日 常任委員会(民生、建設)
- 9日 本会議、委員長報告、討論、採決

本会議はインターネット中継をしています。パソコン、タブレット、スマートフォンで視聴できます。後日、録画でもご覧いただけます。

編集後記

☆3月議会、市長職務代理者たる副市長が提案した2018年度西宮市一般会計予算案は、市長不在時に組まれる骨格予算という政策的判断の必要な事業を除いた予算となったが、内容には疑問のこり、私は反対した☆森友・加計問題は、公文書の改竄、教育現場への「不当な介入」問題を派生させたが元々、首相のお友だちである「加計学園」に今治市の市有地の無償譲渡(約38億円相当)や96億円の補助金を支出、お友だちだった「森友学園」には国有地の土地代金8億円余りを値引きしたという問題だった。しかし、何ら真相究明されたとはいえない☆真相究明が進んでないのは西宮市を舞台に昨年3月末に発覚した、市が例年総額3億余万円の公園清掃事業や除草事業を委託してきた就労継続支援A型の事業所であるNPO法人の5億余万円の脱税問題をきっかけに噴出した議員への金品の授受の問題も同様だ。週刊誌報道で名前が挙がったのは衆議院議員、市議会議員(いずれも自民党公認)、元県議会議員だが、当該NPOが昨年5月に開いた反論会見では「一番悪いのは現職の県議員(自民党)」だと実名まで出していた。今回の市長選挙の立候補者にその県議が名を連ねていた。選挙で選ばれる人への市民の疑惑、不信は払拭できない☆写真は、今は亡き「じゅん」くんの空き部屋を占拠する我が家のツチノコ…いえ、愛猫のクロ介でした(よつや薫)



2018年1月～3月 会計報告

政務活動費 (円)	議員報酬 (円)	《支出》 (円)
《交付額》 360,000	《収入》 議員報酬 2,121,000	《支出》 所得税 201,000
《支出》 調査研究費 0	*合計 2,121,000	市県民税 212,400
研修・会議費 5,720		その他公租公課 39,000
資料購入費 0		国民健康保険 267,000
*合計 365,720		議員互助会 9,000
		広報・年会費等 2,522
		活動事務経費 249,507
		報酬供託額 240,000
		選挙準備費 150,000
		生活費 750,571
		*合計 2,121,000

※政務活動費は年間144万円(四半期ごとに36万円)が先に交付され、年度末に残額を返還します。私は、広報・広聴費、事務費、事務所費は政務活動費から一切支出すべきでないと考えているため、返還額が多額になります。全議員の昨年度の政務活動費の報告は議会HPに載っています。西宮市議会は、月額15万円だった政務活動費を2015年度から12万円に削減しましたが、芦屋市7万円、宝塚市8万円に比べ高額です。私は一期目の当初から7.5万円にすべきと訴えています。

その他の会計報告

よつや薫が受け取るべきでないと考える報酬等の現在までの合計額 (円)

① 新人議員初年度6月任期前の報酬(3分の1ヶ月)	230,000
② 審議会等委員報酬	302,517
③ 常任委員会正副委員長報酬加算分	240,000

▶ 受け取り拒否額 772,517円(2015年度分まで)

※受け取り拒否合計額は、議員を辞職した後、しかるべき団体に寄付する予定です。「辞職後」に寄付するのは、在職中の寄付行為を公職選挙法で禁止されているためです。

※③全国的にみてもほとんどの議会で、常任委員会の正副委員長への役職加算はありません。したがって、既に受け取った分については、プールして辞職後の寄付に加えまます。供託額の月額8万円は役職加算月額2万円を含めた額です。

【よつや薫の市議会報告会】は不定期で開催しています。4月は21日(上記)です。ぜひ、ご参加ください。

キラリ☆かおる市民ネット通信 No.33 《2018春号》  
【発行】よつや薫(西宮市議会議員) 〒662-0965 西宮市郷免町3-22 TEL/FAX 0798(22)8832 議員控室(35)3539  
※この通信発行の費用はすべてよつや薫個人の報酬から支出しています。政務活動費から一切支出していません。  
※発送・ポスティング等は市民のボランティアに支えられています。

NO.33 キラリ☆かおる市民ネット通信

西宮市議会議員 **よつや薫**  
市議会報告



憲法を護る!  
[E-MAIL] kahoru\_y-net@nifty.com  
[HP] http://www.yotsuya-kaoru.net/  
[[facebook]https://www.facebook.com/yotsuyakaoru

3月議会冒頭に市長の辞職があり、西宮市政は、新たな出発となりました。国政では、あってはならない公文書の改竄事件が起きました。民主的な手続きのなかで、公平・公正な政治を行う大前提を壊す事件です。私たち、地方議会にあっても、この前提が担保されているのかどうかを、確認しながら地方政治にかかわっていかねばならないと考えています。

教育は「不当な支配に服することなく行われるべき」もの。政治的な介入は許されない

●「これからの日本を創るみなさんへのエール」と題し、不登校や夜間中学校、学び直しについて語られた前川さん

今年3月、財務省の決裁文書の改ざん事件が大問題となっていりたさなか、自民党国会議員と文科省による「教育への不当な介入」問題が明るみに出ました。いわゆる加計学園問題で「行政が歪められた」と、勇気ある発言を行った前川喜平前文科省事務次官が2月16日、名古屋市内の公立中学校で行った授業について、文科省が内容や録音データの提出を求めていたことが発覚した問題です。

当初、文科省は、独自に名古屋市教育委員会に報告を求めたとしていましたが、野党の合同ヒアリングの中で「2月17日に『外部』からの問い合わせがあり、19日に名古屋市教育委員会に電話で問い合わせをし、その後3月1日、5日、6日、7日にメールでやり取りを行った」としました。「外部」とは、地元の自民党衆議院議員と自民党内の文部科学部会の議員であることが明らかになりました。文科省職員は「『外部』からの照会、問い合わせは執拗で細かくて、現場はやむを得ずやった。省内は政治圧力に対抗できなくなっている」と証言しています。

当の議員は「議員の仕事」であるかのごとく述べていますが、行政に不当な介入をさせるための圧力ともいえる行動は「議員の仕事」ではありません。

文科省初等中等教育局が名古屋市教育委員会に、前川喜平前事務次官を講師として招いた経緯や講演内容、交通費や謝礼の有無も含めた25項目に及ぶ詳細な報告を求めたことは、教育基本法第16条第1項の「不当な支配に服する

ことなく」に抵触する前例のない大問題です。

●教育権の独立とその精神

教育基本法第16条第1項は、旧教育基本法第10条と趣旨を同じくするものです。1947年3月、衆議院教育基本法案委員会において政府は「不当な支配」について、官僚や一部の政党、その他の不当な外部の干渉によって教育が随分ゆがめられたことは申し上げるまでもないとして、「単なる官僚とかあるいは一部の政党とかのみでなく、一般に不当な支配に教育が服してはならないのでありましてここでは教育権の独立と申しますか、その精神を表したのであります」と述べています。

●教育への「不当な介入」が繰り返されてはならない

名古屋市教育委員会幹部は、文科省の対応について「今までに聞いたことがない話で、文科省にはどういう意図で問い合わせをしてきたのか、改めて聞きたい」としています。前川さんも「不当な支配にあたる可能性が高いと思います。今後このようなことが繰り返されてはいけません」と述べています。

当該中学校の上井靖校長は、録音データ提供の求めに対し「講演者の承諾がない」と応じず、「話が分かりやすく、ぜひ子どもたちにエールを送ってほしい」という思いでお願いした」と講演依頼の理由と姿勢は明解でした。

**教育基本法**  
第三章 教育行政  
第十六条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。